

欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の手続規則を採択

2015年10月29日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州統一特許裁判所（UPC）の準備委員会は、UPCの手続規則（Rules of Procedure）を、今後同委員会が裁判所の料金について決定する際にこれに適合させることを前提として、採択した旨を10月27日にプレスリリースし、採択された手続規則のテキストを併せて公表した。

手続規則は、UPCにおける訴訟手続の詳細を規定するもの。その第17次草案は、昨年11月初旬に公表され、同月下旬にトリーア（ドイツ）において70以上の団体が招待されて開催された公聴会において、利害関係者による検討の対象とされた。

本プレスリリースによれば、採択された手続規則のテキストは、意見募集や公聴会を通じた利害関係者からのコメントを踏まえつつ、準備委員会の法務作業部会と手続規則起草委員会との協力作業の結果として策定された第18次草案のものである。そして、この手続規則は将来実施されるUPCの判事の研修の本質的な要素となると同プレスリリースは報じている。

なお、欧州単一特許・UPC制度の枠組みは、英国、ドイツ、フランスを含む13か国がUPC協定を批准することで施行されることとなっている。10月29日付のEU理事会のウェブサイトの情報によれば、現時点におけるUPC協定の批准国は、オーストリア、フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、マルタ、ルクセンブルク、ポルトガル（正式批准の完了順に記載）の8か国となっている。

— UPCの準備委員会のプレスリリースは、以下参照 —

[Unified Patent Court - Rules of procedure](#)

— 採択されたUPCの手続規則は、以下参照 —

[18th draft of 19 October 2015, Preliminary set of provisions for the Rules of Procedure \(“Rules”\) of the Unified Patent Court \(PDF\)](#)

— UPCの手続規則に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州統一特許裁判所準備委員会、手続規則草案に対する公聴会開催へ（2014年11月4日）\(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、手続規則草案に対する意見募集の結果を公表（2014年3月10日）\(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、手続規則草案を公表（2013年6月25日）\(PDF\)](#)

— 欧州単一特許・UPC 制度の準備の進ちよく状況に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州統一特許裁判所協定の暫定適用に関する議定書に EU の 7 加盟国が署名 \(2015 年 10 月 15 日\) \(PDF\)](#)

[フィンランド政府、議会に統一特許裁判所協定の批准を提案 \(2015 年 10 月 1 日\) \(PDF\)](#)

[イタリアが欧州単一特許の枠組みに正式に参加 \(2015 年 9 月 30 日\) \(PDF\)](#)

[ポルトガル、欧州統一特許裁判所協定批准のための国内手続を完了 \(2015 年 8 月 23 日\) \(PDF\)](#)

[欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料水準の素案を採択 \(2015 年 6 月 25 日\) \(PDF\)](#)

[イタリアが欧州単一特許への参加を表明 \(2015 年 6 月 1 日\) \(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の料金体系についてパブリック・コメントを募集開始 \(2015 年 5 月 11 日\) \(PDF\)](#)

[欧州特許機構管理理事会特別委員会、EPO が提出した欧州単一特許の更新手数料水準の素案の議論を開始 \(2015 年 3 月 31 日\) \(PDF\)](#)

[ビジネスヨーロッパ、欧州特許庁作成の欧州単一特許の更新手数料水準の素案に対し懸念を表明する書簡を公表 \(2015 年 3 月 20 日\) \(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、準備の進捗状況と今後の予定を公表 \(2014 年 9 月 18 日\) \(PDF\)](#)

(以上)